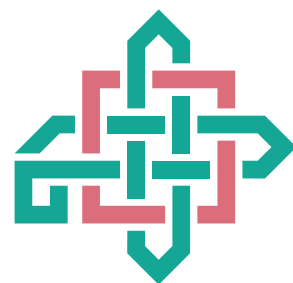


連携の絆を深め、輝く明日へ



ニュースレポート 中央会

NEWS REPORT CHUOKAI

No.768

2 0 2 0

3



がんばる組合事例紹介
～小樽倉庫事業協同組合～



ものづくり補助金活用事例紹介
～株式会社水野染工場～



支部だより

北海道中小企業団体中央会

Contents

- 01 がんばる組合事例紹介～小樽倉庫事業協同組合～
- 02 令和元年度冬季（下期）賞与支給状況調査報告
- 04 通常総会開催！～手順をおさらい～
- 06 中小企業庁の令和2年度当初・令和元年度二次補正予算のポイント
- 08 中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブックのお知らせ／
協会けんぽ北海道支部からのお知らせ
- 09 パワハラ防止対策の法制化
～企業風土や意識改革の見直しを目指して～
—特定社会保険労務士 森 隆幸 氏—
- 10 ものづくり補助金活用事例紹介～株式会社水野染工場～
- 12 1月の道内景況
- 14 支部だより
- 16 中小企業大学校旭川校からのお知らせ
中小企業基盤整備機構からのお知らせ

新入職員紹介



○氏 名 渡辺 徹(わたなべ とおる)
○所 属 連携支援部
○出身地 札幌市
○趣 味 読書、ランニング

2月から勤務させていただいております。皆
さまのお役に立てるよう、日々勉強して積極的
に行動していきます。至らぬ点も多々あるか
と思いますが、精一杯頑張りますので、ご指導ご鞭
撻のほどよろしくお願いいたします。

○氏 名 渡邊 有美(わたなべ ゆみ)
○所 属 連携支援部
○出身地 小樽市
○趣 味 カラオケ

1月から勤務させていただいております。
1日でも早く皆様のお力になれるよう、日々
勉強の精神で業務にあたります。至らない点も
あるかと思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろ
しくお願いいたします。

がんばる
組合事例紹介



小樽倉庫事業協同組合

理事長 山田 藤夫

北海道小樽市築港5番4号

TEL : 0134-29-2141 FAX : 0134-23-0243

Case studies

小樽倉庫事業協同組合

道内唯一、中国の認定燻蒸倉庫で共同事業活性化に挑む

小樽倉庫事業協同組合は、昭和46年に小樽港臨港地区に所在する倉庫事業者で共同倉庫を建設するために設立されました。

近年、国際的な物流事情の変化とともに、同組合の倉庫施設に対するニーズも様変わりする中、共同事業の活性化を図るため、新たな受託先を模索していたところ、それまで中国政府は、検疫上の問題で神奈川県内の精米工場や燻蒸倉庫で処理した米しか輸入を認めていませんでしたが、平成30年、新たに同組合と石狩湾新港小樽市域にある石狩湾新港倉庫事業協同組合の低温倉庫2施設が道内で唯一の燻蒸倉庫として追加認定され

ました。

倉庫の稼働は、中国で最も米の需要が高まる春節(旧正月)に向けて11月から2月くらいまでがピークになります。中国への輸出には、化学薬品のガスを用いて米から害虫を駆除する燻蒸^{くんじょう}を行うことが検疫条件となっていますが、薬品を気化させるためには倉庫内を12℃以上に保つ必要があるため、ピークとなる厳寒期の燻蒸には、暖房設備を整えることが急務となっていました。それも石油暖房だと保管している米に匂いがついてしまうため、電気暖房にする必要がありました。

そこで昨年4月、本会の課題解決型組合集中支援事業の助成を受けて暖房設備を整備しました。

整備後は、庫内の温度を安定的に適温に保つことができるようになり、効率よく燻蒸作業を行えるようになっただけでなく、温度を20℃以上まで高めることで、化学成分の効果が高まり、作業期間を7日から6日へ短縮することも実現できました。来年度には800トンの取扱量を見込んでおり、北海道米の輸出拡大に大きく寄与するものと期待されています。



サイロ外観(①)と内部(③)。導入した暖房機で庫内を暖める(②)。精米は約2kgごとに袋詰めされて保管される(④)。

令和元年度

冬季(下期)賞与支給状況調査結果

調査結果のポイント

I 調査のあらまし

1 調査対象

本会会員組合に所属する中小企業・小規模事業者 851事業所

2 調査期間

令和元年12月～令和2年1月

3 回答事業所数

286事業所(回答率33.6%)

4 回答事業所の内訳

[従業員規模別]

業種	業種別比率	1人～4人	5人～9人	10人～29人	30人～99人	100人～300人	事業所合計数
製造業計	35.3%	9	14	40	32	6	101
		8.9%	13.9%	39.6%	31.7%	5.9%	100.0%
非製造業計	64.7%	15	38	74	53	5	185
		8.1%	20.5%	40.0%	28.7%	2.7%	100.0%
全業種計	100.0%	24	52	114	85	11	286
		8.4%	18.2%	39.9%	29.7%	3.9%	100.0%
		66.4%			33.6%		

[従業員の雇用形態]

業種	雇用形態	正社員	パート・ タイマー	派遣	嘱託・ 契約社員	その他	合計
製造業計		72.7%	13.5%	2.4%	8.8%	2.7%	100.0%
非製造業計		78.7%	7.8%	0.4%	7.7%	5.4%	100.0%
全業種計		76.2%	10.1%	1.2%	8.2%	4.3%	100.0%

[労働組合の有無]

業種	有無	労組あり	労組なし	合計
製造業計		11	90	101
		10.9%	89.1%	100.0%
非製造業計		11	174	185
		6.0%	94.1%	100.0%
全業種計		22	264	286
		7.7%	92.3%	100.0%

II 調査結果の概要

1 冬季賞与支給の有無

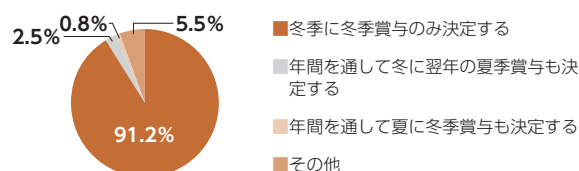
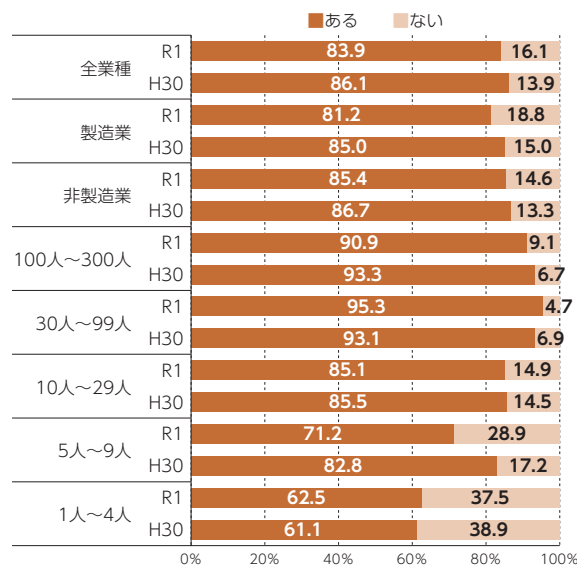
賞与を支給した事業所は全体の83.9%(前年度対比△2.2ポイント)となった。

業種別では製造業が81.2%(前年度対比△3.8ポイント)、非製造業が85.4%(前年度対比△1.3ポイント)となった。

従業員規模別に見ると、「30人～99人」規模で95.3%(前年度対比+2.2ポイント)、「100人～300人」規模で90.9%(前年度対比△2.4ポイント)とともに9割以上が支給した。また、「5人～9人」規模の71.2%で、前年度に比べ11.6ポイントの減少となった。

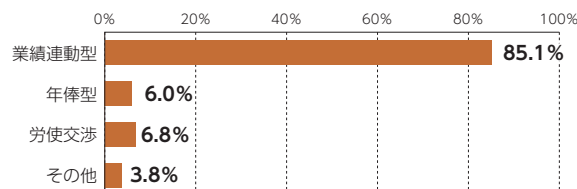
2 支給の決定時期

賞与支給の決定時期は、9割以上の企業が「冬季に冬季賞与のみを決定する」という方法をとっている。次いで、「その他(決算時に決定する、春に決定するなど)」が5.5%、「年間を通して冬に夏季賞与も決定する」が2.5%、「年間を通して夏に冬季賞与も決定する」が0.8%となっている。



3 支給額の決定方法(複数回答)

支給額の決定方法は、「業績連動型」が85.1%と最も高く、次いで「労使交渉」が6.8%、「年俸制」が6.0%、「その他(勤務年数・業績によるなど)」が3.8%となっている。



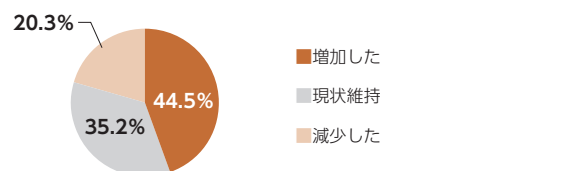
4 正社員の平均支給月数と平均支給額

平均支給月数は、全体で1.8ヶ月(前年度対比±0ヶ月)となっている。

また、平均支給額については、製造業で398,356円(前年度対比+4,073円)、非製造業で397,756円(前年度対比+7,227円)となっており、製造業、非製造業ともに増加している。

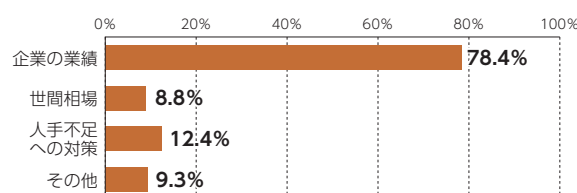
(単位: ヶ月、円)

		平均支給月数	平均支給額 (正社員1人あたり)
全業種	令和元年	1.8	397,963
	平成30年	1.8	391,947
製造業	令和元年	1.7	398,356
	平成30年	1.7	394,283
非製造業	令和元年	1.8	397,756
	平成30年	1.7	390,529



5 正社員への支給額の変動

正社員の賞与支給額の変動は、「増加した」が最多の44.5%、「現状維持」が35.2%となっている。さらに変動した理由として、「企業の業績」が78.4%と最も多く、次いで「人手不足の対策」が12.4%だった。

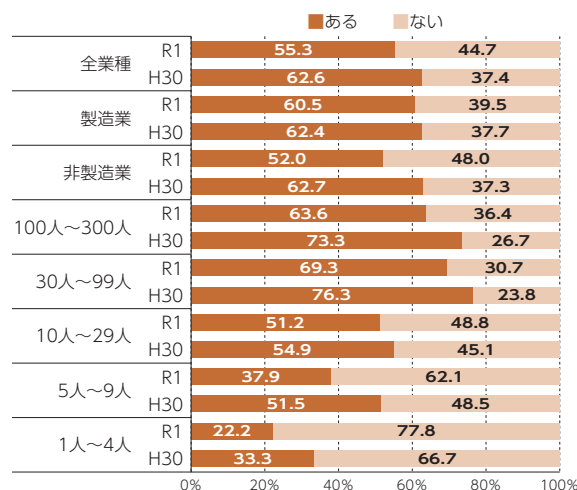


6 正社員以外の常用労働者への支給の有無

正社員以外の常用労働者(パートタイマー・嘱託など)へ賞与を支給した事業所は、全体で55.3%(前年度対比△7.3ポイント)となっている。

業種別では製造業が60.5%(前年度対比△1.9ポイント)、非製造業が52.0%(前年度対比△10.7ポイント)となった。

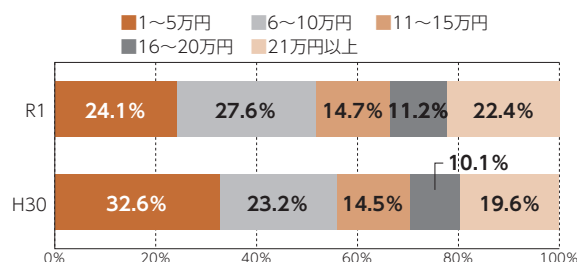
また、従業員規模別では、「30人~99人」規模で69.3%(前年度対比△7.0ポイント)と最も多い。「5人~9人」規模は大きく減少し、37.9%(前年度対比△13.6ポイント)となっている。



7 正社員以外の常用労働者への平均支給額

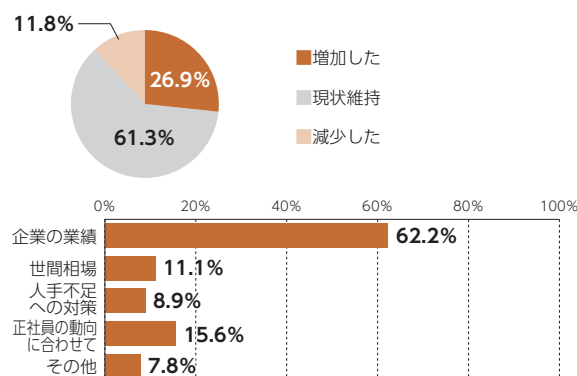
正社員以外の常用労働者(パートタイマー・嘱託など)への平均支給額は「6~10万円」が27.6%(前年度対比+4.4ポイント)と最も多く、次いで「1~5万円」が24.1%(前年度対比△8.5ポイント)となった。

11万円以上の割合が約5割に増加し、特に「21万円以上」が22.4%(前年度対比+2.8ポイント)に増加した。



8 正社員以外の常用労働者への支給額の変動

正社員以外の賞与支給額の変動は、「現状維持」が61.3%と最も高く、「増加した」が26.9%となっている。さらに、変動した理由として、「企業の業績」と答えた事業所が約6割を占めていた。



必須

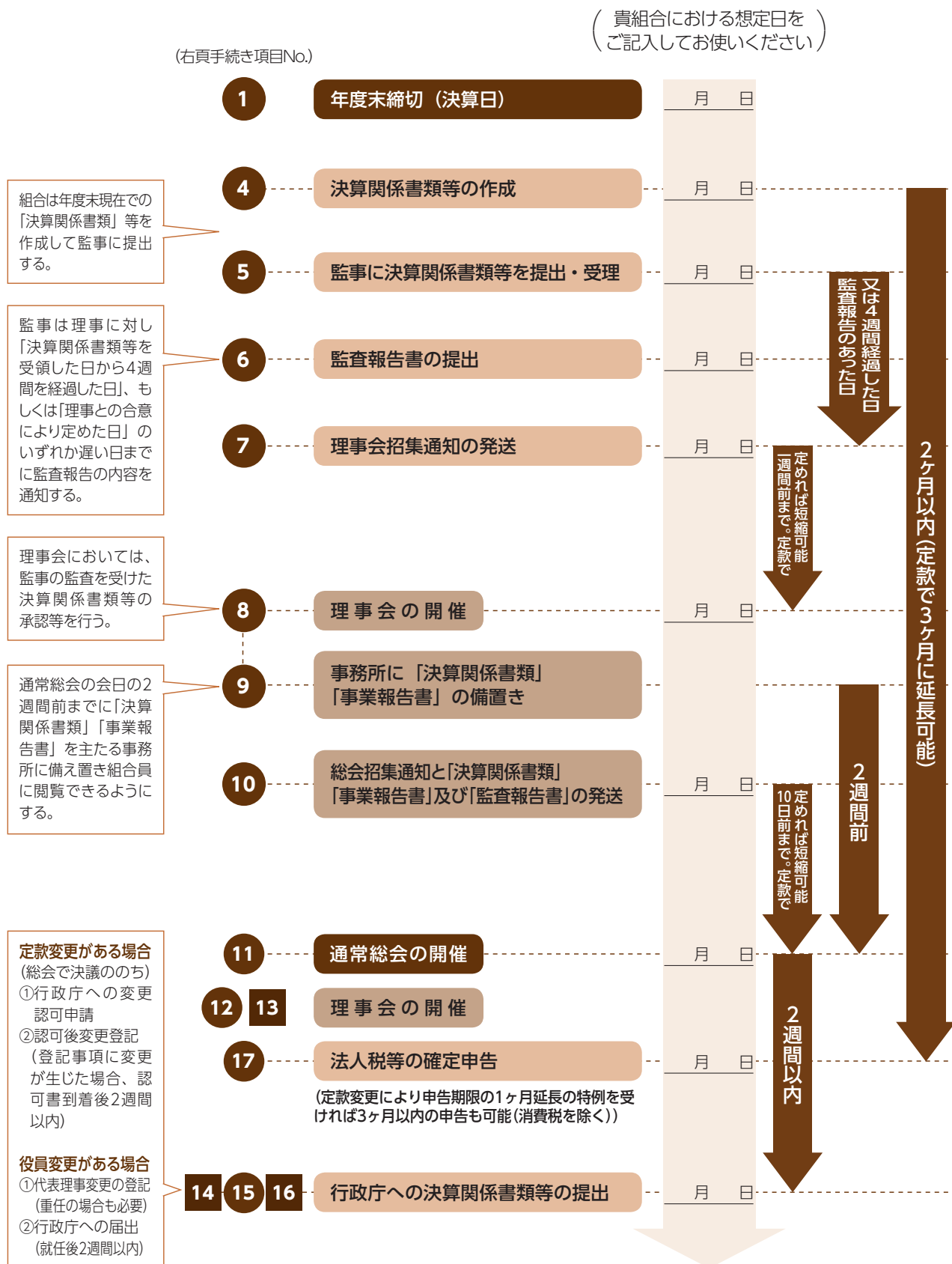
通常総会の開催! ~手順をおさらい~

コピーして
使える!

組合の決算期を迎えるにあたり、通常総会までに組合が留意すべき事項について手順をご紹介します。

1. 通常総会開催までの手順

詳しくは右側の表をご覧ください。



2. 年度末手続き上の20のポイント

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

NO.	手続き項目	ポイント
1	年度末締切 (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
2	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	出資総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内に行う。 なお、変更が生じた都度、登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
4	決算関係書類等の作成 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	事業報告書及び決算関係書類を作成する。 [中協法 第40条②]
5	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
6	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているかなどに留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続を省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	理事会開催	監事の監査を受けた事業報告書、決算関係書類並びに事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	決算関係書類等を事務所に備付閲覧	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。 [中協法 第40条⑩⑪]
10	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するよう発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	通常総会開催 (決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2ヶ月以内(定款で3ヶ月に延長可)に開催する。通常総会では、決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	総会終了後の事務処理 (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
13	理事会開催	通常総会で代表理事等(代表理事、副理事長、専務理事など)を含む理事の改選を行った場合、代表理事等を理事会で選任する。[中協法 第36条の8]
14	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
15	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
16	行政庁への役員変更届	任期満了の改選を行った時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
17	法人税、法人道民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2ヶ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1ヶ月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
18	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。 【事前に本会担当者にご相談ください。】 [中協法 第51条②]
19	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない。 [中協法 第85条①]

※●印については、毎期の年度末の必須手続です。

※■印については、代表理事等(代表理事、副理事長、専務理事など)を含む理事に変更があった場合に行う手続です(代表理事変更登記は代表理事のみ該当)。

※●印、■印以外は、変更が生じた都度に行う手続です。

中小企業庁の令和2年度当初・令和元年度二次補正予算のポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- 中小企業・小規模事業者は、「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という構造変化に直面。加えて、働き方改革、社会保険適用拡大、賃上げ、インボイス導入などの相次ぐ制度変更に対応する必要。

中小企業対策費	30当初 (29補正)	31当初 (30補正)	R2当初 (R1補正)
経産省計上	1,110億円 (1,976億円)	1,117億円 (2,634億円)	1,111億円 (4,067億円)

- ①「事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進」、②「生産性向上・デジタル化」、③「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」、④「経営の下支え、事業環境の整備」に重点的に取り組む。さらに、⑤「災害からの復旧・復興、強靱化」に切れ目なく支援。

1 事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進 [R1補正 64億円／R2当初 148億円]

- 事業承継を契機とした生産性向上（ベンチャー型事業承継・第二創業）、経営資源引継ぎ型の創業、事業承継時の一部廃業も支援。
- 経営者保証の解除促進に向けた専門家支援。事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューの創設、専門家の確認を受けた場合に保証料を最大ゼロ（管理費の一部を除く）と大幅軽減。
- 事業引継ぎ支援センターにおけるマッチング支援により第三者承継を後押し。

補正 事業承継・世代交代集中支援事業【51億円（R1補正）】

- ・ 各都道府県に設置した「事業承継ネットワーク」による事業承継診断等の掘り起こしを実施。また、事業承継を契機とした設備投資・販路拡大支援（新事業に転換する場合は補助増額）や中小企業が外部人材を後継者とする場合の有効な教育方法の調査を行う。

補正 事業承継時の経営者保証解除に向けた専門家による支援【13億円（R1補正）】

- ・ 事業承継時に経営者保証の解除を目指す中小企業に対し、経営者保証ガイドラインの充足状況の確認や金融機関との交渉を支援。

当初 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【73億円（59億円）】

- ・ 信用補完制度を通じた円滑な資金供給支援等。また、事業承継時に経営者保証を不要とするメニューの新設及びその保証料を軽減。

当初 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【75億円（70億円）】

- ・ 後継者不在の中小企業に対するマッチング支援をワンストップで行う。また、経営資源引継ぎ型の創業も後押し。

2 生産性向上・デジタル化 [R1補正 3,610億円／R2当初 311億円]

- 中小企業の今後相次ぐ制度変更（働き方改革、社会保険適用拡大、賃上げインボイス導入等）への対応のため、生産性向上を継続的に支援。「ものづくり補助金」「IT導入補助金」「小規模事業者持続化補助金」を一体運用。
- 専門家による、生産性向上に課題を抱える業種の特性に応じた相談対応。
- 中小企業の現場へのAI導入を支援する人材の育成・普及。

補正 中小企業生産性革命推進事業（中小機構運営費交付金）【3,600億円（R1補正）】

- ・ 中小企業等の生産性向上に資する、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や小規模事業者の販路開拓の取組、中小企業等のITの導入などを支援。中小機構の業務として継続的な支援を実施。

当初 ものづくり補助金【10億円(50億円)】、共創型サービスIT連携支援事業【5億円(新規)】地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【12億円(10億円)】

補正当初 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援体制強化 等【52億円(R1補正、R2当初)】

・各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革をはじめとする制度変更に対応するための体制も強化。

当初 AI人材連携による中小企業課題解決促進事業【6億円(新規)】

・AIに関する専門的知見をもった人材の育成及び中小企業とのマッチングを支援し、データ分析等を活用した経営課題解決を普及促進。

3 地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大 【R1補正 18億円／R2当初 261億円】

●地域経済を牽引する企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開(地域未来投資)を促進。

●訪日客目線でのコンテンツ開発、商店街等のデータ活用等によるインバウンド需要の取込強化。

●大企業の中堅人材等による地方での起業や中小企業への就職等を後押し。

●地域・社会課題を解決するビジネスモデルや地域における創業を支援。

●海外販路開拓等に向けた商品・サービス開発やブランディング等の支援。

補正 インバウンド需要拡大推進事業【5億円(R1補正)】

・中小企業等と外国人専門家が連携し、外国人観光客に刺さる商品・サービス開発や店舗データ分析等による効果的な商品・サービスの提供を支援。

補正 大企業人材等の地方での活躍促進事業【5億円(R1補正)】

・大企業の中堅人材等を対象に地方でのビジネス等に必要スキルの向上等を支援。地域企業に有効な人材確保手法の調査等を実施。

当初 地域未来投資促進事業【143億円(159億円)】

・地域でのイノベーション創出に向けた支援体制を強化するとともに、ものづくり技術・サービスモデルの開発等を支援する。

当初 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【5億円(新規)】

・地域・社会課題を広域的に束ねて解決する実証事業を支援すること等により、企業の創業・成長を通じた地域と企業の共生を促進する。

当初 JAPANブランド育成支援等事業【10億円(新規)】

・海外販路開拓等のための新商品・サービス開発等の取組や、支援事業者等による海外向けECサイトやクラウドファンディングの活用支援。

4 経営の下支え、事業環境の整備

当初 日本公庫による政策金融(マル経融資含む)【205億円(207億円)】

当初 消費税転嫁状況監視・検査体制強化事業【31億円(33億円)】

当初 中小企業取引対策事業【10億円(10億円)】

当初 小規模事業者対策推進等事業【59億円(50億円)】

当初 商店街活性化・観光消費創出事業(臨時・特別の措置)【30億円(50億円)】等

5 災害からの復旧・復興、強靱化 【R1補正 375億円】

補正 グループ補助金【190億円(R1補正)】

補正 地域企業再建支援事業(自治体連携型補助金)【41億円(R1補正)】

補正 被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)【58億円(R1補正)】

補正 資金繰り支援(政策金融・信用保証)【86億円(R1補正)】

当初 中小企業強靱化対策【独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

北海道経済産業局からのお知らせです

中小企業向け“使える!”経済産業省支援メニューガイドブック

～令和元年度補正予算・令和2年度当初予算・税制～

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業・小規模事業者等の設備投資や国内外向け販路開拓等をサポートするため、令和2年度予算事業を中心とした「中小企業向け“使える!”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しています。

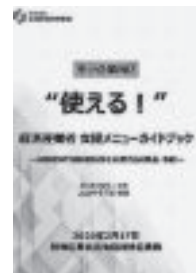
本ガイドブックには、設備投資や販路拡大、事業承継、海外展開など、さまざまな分野に関する補助金や税制等の中小企業支援施策を掲載しています。

例えば、掲載している施策の一つである「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が販路開拓や生産性向上等に取り組む費用を補助率2/3以内で上限50万円まで補助するもので、店舗の改装やチラシ作成、ホームページの改修など身近な用途に利用することができます。

ホームページからダウンロードできますので、新しいことに取り組む中小企業・小規模事業者等の皆様は是非ご覧ください。

○経済産業省北海道経済産業局ホームページ

<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>



経済産業省北海道経済産業局中小企業課

電話(代表):011-709-2311(内2576)

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

令和2年度北海道支部の保険料率が変わります

令和2年度の健康保険・介護保険料率は3月分(4月納付分)から変更となります。

皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。※保険料額表はホームページをご覧ください。

令和2年3月分(4月納付分)から変更

①40歳以上65歳未満の加入者(被保険者)さま

令和元年度

12.04%	
健康保険料率 10.31%	介護保険料率 1.73%

令和2年度

12.20%	
健康保険料率 10.41% (+0.10%)	介護保険料率 1.79% (+0.06%)

②上記①以外の加入者(被保険者)さま

令和元年度

10.31%	
健康保険料率 10.31%	介護保険料率 —

令和2年度

10.41%	
健康保険料率 10.41% (+0.10%)	介護保険料率 —

※任意継続被保険者の方は4月分(4月10日納付期限分)から変更となります



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

電話 011-726-0352(代表)

協会けんぽ

検索

パワハラ防止対策の法制化

～企業風土や意識改革の見直しを目指して～

特定社会保険労務士
森 隆幸 氏



令和元年5月29日、パワーハラスメント(以下「パワハラ」といいます。)防止の措置義務を定めた改正労働施策総合推進法が成立しました。北海道労働局の発表によると、平成30年度で受け付けた総合労働相談のうち、民事上の個別労働紛争の相談内容では「いじめ・嫌がらせ」が、2,898件で全体の実に28%を占め、過去最高になっています。SNSの普及もあり、ハラスメントの事案はすぐに世間に拡散される傾向にあります。セクハラやマタハラなどと併せて、使用者の義務や内容を知ることがパワハラのトラブル防止になります。

そこで今回は、その中でも企業規模にかかわらず適用され、実務上の影響が最も大きいと思われるパワハラ防止措置義務の新設についてご紹介したいと思います。

1. パワハラ防止措置義務の新設 (労働施策総合推進法)

これまでセクハラ・マタハラとは異なり、パワハラについてはその防止措置を講ずることそれ自体を事業主に義務付ける法律はなく、法律上の定義もありませんでしたが、今回の労働施策総合推進法改正で新設されました。その要点は、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されること」とパワハラが定義され、一方事業主には適切に対応するための体制整備や雇用管理上の措置を講ずることが義務づけられたことです。

令和元年12月23日に上記規定に基づき事業主が実際に講じなければならない措置についての指針が提示されましたが、その内容を具体的にまとめると次の通りになります。

①周知と啓発(事業主の方針の明確化)

パワハラ防止の方針を明確にし、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発し、パワハラ行為者は、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書

に規定する。

②体制の整備(必要な相談に沿った適切な対応)

相談窓口をあらかじめ定め、相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにする。

③適切な対応(パワハラ発生後の迅速な措置)

事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行う。

④その他

相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じて、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

2. 企業が取り組むべき対策

取り組むべき効果的な対策を絞ると以下のように3つのポイントに整理されます。

法律に則ったパワハラ定義に対する理解を社内で共有するために研修を実施する。

パワハラ防止に向けて今後行政機関が展開する活動に注視する。

企業の代表や役員自らパワハラ防止に対する関心と注意を払うよう努める。

パワハラは社会問題にもなっており、今後我が国が国際的な競争力を高めていくためにもその対策は重要です。法律の施行による義務化前の今からきちんと準備を進めていきましょう。まだ時間は十分あります。なお法律の施行は大企業が令和2年6月、中小企業は準備状況を勘案して令和4年4月からとなっています。



日本の伝統技法をデジタル化! 半纏用厚地生地染色に特化した テキスタイルプリンター導入事業

第49回目は、「株式会社水野染工場」(平成24年度、平成29、30年度補正ものづくり補助金)の取組について紹介します。

会社の概要

株式会社水野染工場は、明治40(1907)年、富山県で染物屋を営んでいた初代水野竹治郎氏が旭川市に入植し、水野紋店を開いたのがはじまりです。以来、「伝統は革新の連続である」という言葉を地で行くべく、平安時代に確立された「引染」「捺染」という伝統的な本染技法と新たな技術を組み合わせ、図案作成から染色・縫製まで一貫生産しています。

しかし、色数が多く鮮やかな発色が持ち味の化学染料に圧されて本染は退潮を迎え、かつては旭川市内に10店舗ほどあった染物屋も今では2店舗まで数を減らしました。

業界を取り巻く環境が厳しさを増す中、同社は平成元年に法人化。平成16年には、東京・浅草に伝統的な柄とモダンなセンスを融合させた手ぬぐいの専門店「染の安坊」を出店。平成29年には、同じく浅草で染め体験工房「染工房1907」を始めると、手軽に本格的な藍染を体験できると話題を呼び、外国人や若者など、新たな顧客層の開拓につながっています。



図案作成から縫製まで一貫生産している

「引染」と「捺染」、2つの伝統技法

引染は、綿生地に刷毛で一点一点染色する技法で、色の裏通りに優れ、旗や暖簾、襦など^{のぼり}を染める場合に用いられます。捺染は、型枠に^{しや}紗と呼ばれる織物を張り、大きなへら(スキージ)を使って染色するもので、細かい柄を表現したり、大量に同じ物を染めたりする場合に適した技法です。



職人の手作業で染め上げられた大漁旗

ものづくり補助金申請の経緯

同社は、半纏から大漁旗、よさこい衣装まで幅広く染物製品を手がけています。その中でも、半纏は売上の約30%を占める主力商品で、年間数千着を製造・販売しています。「総柄の半纏を作りたい。」という問い合わせもありますが、総柄の半纏を職人の手染めで作るとなると、要する時間や工程、コストが過大となり、なかなか受注に結びつかない状況にありました。

そこで、現状を打破し、生産性向上を図ろうと、半

株式会社水野染工場

代表取締役 水野 弘敏

〒070-0010

旭川市大雪通 3 丁目 488-26

TEL0166-29-0000 FAX0166-26-7422

HP <https://www.hanten.jp/>

纏用の厚地生地でも手染めと同様に染色できるテキスタイルプリンターを開発・導入するため、平成24年度ものづくり補助金を活用しました。

設備導入で染物をより身近な存在に

導入したテキスタイルプリンター(ナッセンジャー)は綿生地に染色できる機械です。機械染めは本来、黒や濃紺など深い色合いを表現するのが難しいという特性がありますが、その点をメーカーと改善し、濃い色でも褪色せず生地に固着させることが可能になりました。

このナッセンジャーの導入により、これまで職人の手作業で行っていた捺染の型づくりや染料の調合、染色など複数の工程で自動化を実現。染色は半纏に使用する比較的厚地の綿生地に対応できるほか、デザインの修正や染料の濃度もコンピューターで容易に調節することが可能で、作業速度の大幅な向上に加えて多品種・小ロット生産にも低コストで対応することができるようになりました。



導入したテキスタイルプリンター「ナッセンジャー」



補助金を再活用!さらなる競争力アップへ

生地に模様を染めた後は、高温の蒸し器で生地を蒸すことで、染料を布に発色・固着させて、水洗いしても色落ちしないように仕上げます。この工程では、何メートルにもなる生地を職人が手作業で折り畳みながら蒸し器に入れ、蒸す時間や蒸気の温度をそのときの気候に応じて調整する熟達した職人技が必要になるため、膨大な作業時間を要していました。

この問題を解決するため、平成29年度にもものづくり補助金を活用してローラースチーマーを導入。機械化によりスチーム工程の省人化が図られたほか、蒸し時間や温度の均一化が可能になったことで品質の安定化にもつながっています。

平成30年度のものづくり補助金では、これまで顧客情報や受注内容のみを管理していた基幹システムを見積もりからデザイン原稿の作成が可能となる最新の受注管理システムに刷新し、受注から製造開始までの工程の簡略化を図りました。

おわりに

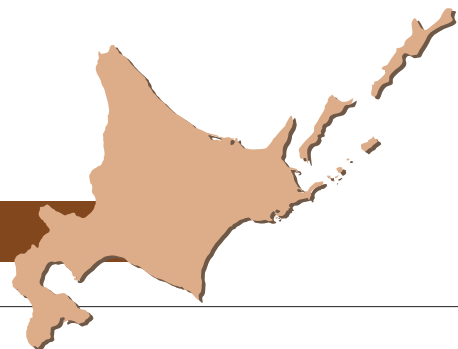
工程を管理する青木課長は取材の中で、「より良い染物づくりを追求していくのはもちろんですが、作業場や藍畑、染め体験工房などを一体化した印染のテーマパークのような、染物と人の触れ合いの場を創出していきたい」と今後のビジョンを話してくれました。常に革新的な取組に挑戦していく姿勢が創業113年の伝統につながっているのだと強く感じました。

次回は、「株式会社京進機工」の取組を紹介します。

1月の道内景況

情報連絡員レポート

主要DIがそろって悪化 改善傾向続かず

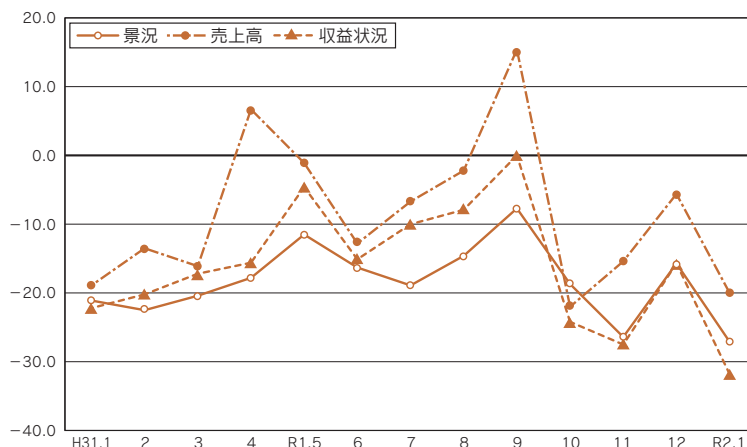


概況

主要DIの推移では、「景況」「売上高」「収益状況」の全てで悪化した。

業種別のDIの前月比較では、製造業では「販売価格」「取引条件」以外の項目で悪化し、特に「景況」「売上高」「収益状況」で大幅に悪化した。非製造業においても「販売価格」以外の項目で悪化するなど、厳しい状況が続いている。

主要 DI の推移



景況天気図 (前年同月比)

	全業種			製造業			非製造業		
	12月	1月	前月比	12月	1月	前月比	12月	1月	前月比
業界の景況	 △15.7	 △27.1	△11.3 ↓	 △15.2	 △34.4	△19.2 ↓	 △16.1	 △22.6	△6.6 ↓
売上高	 △5.6	 △20.0	△14.4 ↓	 3.0	 △18.8	△21.8 ↓	 △10.7	 △20.8	△10.0 ↓
収益状況	 △15.7	 △31.8	△16.0 ↓	 △12.1	 △28.1	△16.0 ↓	 △17.9	 △34.0	△16.1 ↓
販売価格	 2.2	 5.9	3.6 ↗	 3.0	 6.3	3.2 ↗	 1.8	 5.7	3.9 ↗
取引条件	 △1.1	 △3.5	△2.4 ↓	 0.0	 0.0	0.0 →	 △1.8	 △5.7	△3.9 ↓
資金繰り	 △4.5	 △9.4	△4.9 ↓	 △3.0	 △9.4	△6.3 ↓	 △5.4	 △9.4	△4.1 ↓
雇用人員	 △11.2	 △16.5	△5.2 ↓	 △9.1	 △15.6	△6.5 ↓	 △12.5	 △17.0	△4.5 ↓

(凡例)

30 以上

10 ~ 29

9 ~ △ 10

△ 11 ~ △ 29

△ 30 以下



天気図の見方 各景況項目について調査月と前年同月を比較して、「増加」(または「好転」)したという回答(構成比)から「減少」(または「悪化」)という回答(構成比)を差し引いた値(D-I)をもとに作成。その基準は上記のとおりです。

製造業

- ・暖冬による食生活の変化（おでん等の鍋物の減少）で売上高減少。1 月後半からの新型コロナウイルスの影響で国内外の観光客激減によりさらに売上減となっている。（水産食料品／全道）
- ・12 月単月の出荷量は味噌・醤油とも前年比増。道内の 1 月～12 月の累計出荷量は、味噌が前年比減で、醤油は前年比増。味噌の場合、売価が下がっており、原料の国産米、アメリカ米が上昇傾向にあり、相変わらず経営環境は厳しい。（味噌・醤油／全道）
- ・昨年からの原料高に伴う値上げが進んでいないので収益は悪化している。（水産食料品／函館）
- ・1 月は消費増税の影響が和らいでくと期待したが、消費者の節約志向は変わらないようだ。1 月下旬からの新型コロナウイルスの影響は予想外に大きく、旅行者の減少、人が集まるイベントでの客数減、大型店舗の客数減につながった。北海道全体の消費が縮んだようだ。（飲料／全道）
- ・製材市況は、カラマツは保合、エゾ・トドマツは保合。原木市況は、カラマツは保合、エゾ・トドマツは保合。カラマツ原木は、入荷はあるが地域によりバラツキがあり、慢性的に不足している。製材の受注は、梱包、パレットの受注が少なく荷動きは悪い状況が続いている。エゾ・トドマツ原木は、回復しているが、道央圏では事業体によって不足しているところもある。未だに小径材は不足している。原木価格が高止まりしている中で、製品受注に陰りが出てきており価格転嫁が難しくなっている。（一般製材／全道）

非製造業（卸・小売・商店街・サービス業）

- ・1 月は全般的に前年並みの推移となったが、札幌市内では中国からの観光客が激減しており一般雑貨を中心に消費の減少が見込まれている。靴履物では暖冬少雪の影響で冬物商品の最終処分が固まらず難しい局面となっている中で、年末商戦の物流費や外注加工費が膨らんでおり収益を圧迫している。（各種商品／札幌）
- ・社会全体の人手不足感に加え、雪不足による影響が衣料や自動車関連の卸会社に出ている。従来からのインフレーションに加え、中国武漢市で発生した新型コロナウイルスが今後に与える影響が大いに懸念される。各組合員は現段階では直接的な影響はまだないと言っているが、これから出てくる可能性があると思われる。（各種商品／帯広）
- ・例年よりも取引先である小売業への雪害などによる影響が少なかったこともあり前年並の推移は維持している。しかし、消費が冷え込む中、昨年末より特売で売上を伸ばしたところが多くあり、販売価格はやや低下傾向。また、物流でのセンターフィー値上げなどの要求は多くなっている。（菓子／全道）
- ・12 月から物件等が少なく仕事量も減り苦戦している。（木材／全道）
- ・キャッシュレス・消費者還元事業の効果で、登録加盟店の売上が伸びているが、登録加盟店では現金売上からキャッシュレス売上にシフトしているだけで売上の底上げにはなっていないとの声がある。1 月は厳冬の影響で燃料系の売上が伸びたのも売上の増加に繋がった。（各種商品／旭川）
- ・新年の営業開始は 1 月 11 日であるためほかの市場より出遅れ感はあるが、今年の 1 月の売上額は予想以上に低いとの声が多い。特売日は普段の土曜日と変わらない。正月気分が終わったあとに営業開始なので、台所事情を考慮して商品を揃えているが肝心の客が来ない。（各種商品／小樽）
- ・1 月取扱高は、前年比 104% の状況となり、取扱高自体は前年を上回っているが、地域商店街の専門店は前年割れの苦戦をしている。キャッシュレス消費者還元事業が 10 月に開始され 4 ヶ月が経過したが、明確に景気平準化対策になっているとは感じない。登別温泉等の観光地も中国系観光客のキャンセルの影響は大きいと感じる。（各種商品／帯広）
- ・1 月末に終了した今季の道南スルメイカ漁は、函館市水産物地方卸売市場での生鮮スルメイカ取扱量が統計の残る 2005 年以降、過去最低を更新する 749 トンにとどまり、これまでの最低数量であった前年同期に比べ 89 トン（10.6%）の減少となった。反対に函館税関が今月中旬に発表した 2019 年のイカの輸入額は前年の 3.8 倍の 72 億 1600 万円となり、数量も 1 万 1167 トンと 17 年に次ぐ過去 2 番目の多さであった。（各種商品／函館）
- ・1 月は毎年、年末の影響で暇になるが、今年は 1 月後半の新型コロナウイルスの影響で観光客が激減し、売上が大幅に下がった。（各種食料品／札幌）
- ・売上高対前年同月比 100.53% の実績。客単価も横這いで推移している。（野菜・果実／札幌）
- ・年始早々中東情勢の悪化で、一時原油が急騰しすぐに市況に反映できず、仕入れに関しては厳しい状況であった。販売量は、1 月に入ってから気温が低い日が続く、暖房用燃料は前年並みに戻ったが、車両用燃料は降雪量が昨年以上に少なく除雪機や排雪トラックが稼働せず、特に軽油は前年比 50% 前後となっており、冬期の重要な収益源だけに厳しい状況となった。働き方改革が進んだためか正月三が日を休業する SS も多かった。（燃料小売業／稚内）
- ・1 月は初売等により前半まで比較的取扱高では好調だったが、中旬以降は 12 月同様に消費増税、暖冬等の影響を受けて本当に厳しい状況が続いているとの声が多かった。（特に衣料品関係小売店）1 月の取扱高については、前月同様にキャッシュレスポイント還元効果により、前年を大きく上回る取扱高となった。部門別ではカード部門で、個品ローン部門・キャッシング部門のマイナスをカバーした状況。各加盟店からはキャッシュレス還元により現金以外で決済する割合が増えているとの声が多い。（各種商品／釧路）
- ・1 月は少雪で、除雪機を扱う店は動きがなかった。月末の道東方面やオホーツク海側の大雪で春が心配である。（自転車・自動車／全道）
- ・年明けは例年通り客数が減少した。月の後半は新型コロナウイルスの影響もあって、中国人観光客が例年よりも少なく感じた。（鮮魚／釧路）
- ・大型スーパー 2 店を含む食品関連業種の前年比は 95%、ホームセンターを含む一般店の前年比は 87.5%、食品関連スーパーはクレジットカード決済が増加傾向にある。一般店においては、消費増税による買い控え感が強い。特に家電・家具の業種は昨年比 60% 程度である。（各種商品／芦別）
- ・米国、イランの軍事衝突等の影響を受け中東情勢は極めて深刻な状況が続いていたが、ここにきて原油価格も落ち着き、1 月については卸価格も相対的に安定した状況となっていた。しかしながら、小売段階においては価格に反映できていない販売業者も多く厳しい経営環境を余儀なくされている。（燃料／全道）
- ・小売フェア等の契約が良く、クレジットの取扱件数も多かった。新車価格の上昇により、中古車の小売価格も年々上がっている。（中古自動車／札幌）
- ・藤丸百貨店の 12 月売上高は、6 億 61 万円（前年同月比 12.2% 減）となり、消費税増税の反動が続いている。（各種商品／帯広）
- ・燃料用重油の値上げが懸念されたが、値上げもなく営業状態は可もなく不可もなくほぼ現状維持。（公衆浴場／全道）

非製造業（建設・運輸業）

- ・昨年 4 月、組合員企業に新入社員（ほとんどが新規高卒）が入り、組合が運営する技術学院（職業訓練）に訓練生として 13 名入校したが、昨年 12 月までに 5 名が退校（退職）した。すべて新卒者だった。今年 3 月末をもって 4 組合員が脱退するが、そのうちの 3 社は社長が 60 歳代後半、職人も 60 歳代となっており、若手の入職・育成もままならないことから近い将来廃業することである。（塗装工事／札幌）
- ・正月休み中、降雪がないことがかえって水道管の凍結につながり、業者は修繕対応に追われた。また少雪のため除雪作業を請け負っている業者は暇をしている。今の時期は業務が少なく、従業員の雇用調整もありそうだ。（管工事／名寄）

- ・中国経済低迷の影響から自動車関連の動きが悪いことに起因する製材受注量の減少。さらに新型コロナウイルスによる経済の影響も今後の懸念材料である。（一般製材／札幌）
- ・インパウンド、特に中国人観光客の急激な落ち込みによってかなりの打撃を受けている。先行きが不透明で不安感がある。（加工紙／全道）
- ・1 月の生コン出荷量は 187 千 m³ で、前月比 17.2% 減、前年同月比 4.5% 増となった。（窯業・土石製品製造業／全道・生コン）
- ・空知地域では、北部と南部における需要に大きな違いがある。北部は前年の災害復旧事業による需要がなくなったことにより落ち込んでいるが、南部は胆振東部地震の復旧工事、新千歳空港拡張工事、日本ハムポールパーク建設工事、道央圏連絡道路工事などから需要がある。（窯業・土石製品製造業／全道・砂利）
- ・直近では半導体関連は普通だが、それ以外は減少傾向が続く。持ち直しの機運もあったが、中国発の新型コロナウイルスによる材料、副資材の供給不足が一部発生している。（鉄鉄鋳物／全道）
- ・中小造船所は、新造船発注が低迷して受注で苦戦しており大変な状況におかれ今年も厳しい状況が続くと予想される。（金属製品／函館）
- ・全体的に低調となっている。（金属機械工作／札幌）
- ・売上（受注）状況に変化はないが、中国に工場を持っている企業もあることから、新型コロナウイルスの影響がこれから出るものと思われる。（金属機械工作／旭川）

- ・光客が激減し、売上が大幅に下がった。（各種食料品／札幌）
- ・売上高対前年同月比 100.53% の実績。客単価も横這いで推移している。（野菜・果実／札幌）
- ・年始早々中東情勢の悪化で、一時原油が急騰しすぐに市況に反映できず、仕入れに関しては厳しい状況であった。販売量は、1 月に入ってから気温が低い日が続く、暖房用燃料は前年並みに戻ったが、車両用燃料は降雪量が昨年以上に少なく除雪機や排雪トラックが稼働せず、特に軽油は前年比 50% 前後となっており、冬期の重要な収益源だけに厳しい状況となった。働き方改革が進んだためか正月三が日を休業する SS も多かった。（燃料小売業／稚内）
- ・1 月は初売等により前半まで比較的取扱高では好調だったが、中旬以降は 12 月同様に消費増税、暖冬等の影響を受けて本当に厳しい状況が続いているとの声が多かった。（特に衣料品関係小売店）1 月の取扱高については、前月同様にキャッシュレスポイント還元効果により、前年を大きく上回る取扱高となった。部門別ではカード部門で、個品ローン部門・キャッシング部門のマイナスをカバーした状況。各加盟店からはキャッシュレス還元により現金以外で決済する割合が増えているとの声が多い。（各種商品／釧路）
- ・1 月は少雪で、除雪機を扱う店は動きがなかった。月末の道東方面やオホーツク海側の大雪で春が心配である。（自転車・自動車／全道）
- ・年明けは例年通り客数が減少した。月の後半は新型コロナウイルスの影響もあって、中国人観光客が例年よりも少なく感じた。（鮮魚／釧路）
- ・大型スーパー 2 店を含む食品関連業種の前年比は 95%、ホームセンターを含む一般店の前年比は 87.5%、食品関連スーパーはクレジットカード決済が増加傾向にある。一般店においては、消費増税による買い控え感が強い。特に家電・家具の業種は昨年比 60% 程度である。（各種商品／芦別）
- ・米国、イランの軍事衝突等の影響を受け中東情勢は極めて深刻な状況が続いていたが、ここにきて原油価格も落ち着き、1 月については卸価格も相対的に安定した状況となっていた。しかしながら、小売段階においては価格に反映できていない販売業者も多く厳しい経営環境を余儀なくされている。（燃料／全道）
- ・小売フェア等の契約が良く、クレジットの取扱件数も多かった。新車価格の上昇により、中古車の小売価格も年々上がっている。（中古自動車／札幌）
- ・藤丸百貨店の 12 月売上高は、6 億 61 万円（前年同月比 12.2% 減）となり、消費税増税の反動が続いている。（各種商品／帯広）
- ・燃料用重油の値上げが懸念されたが、値上げもなく営業状態は可もなく不可もなくほぼ現状維持。（公衆浴場／全道）

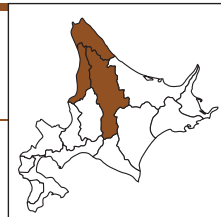
- ・新型コロナウイルスの影響で、物の動きが少なくなっている。（一般貨物自動車運送／小樽）
- ・青果物については先月に引き続き市況が悪く、荷動きが鈍化している。一般カーゴについても同様であり、車両不足はまったくない状態。域内輸送についても同様で、荷動きが鈍化している中、少雪のため 1 車当たりの運行効率が上がって休車が増えている。また排雪でダンプの運行が活発化する時期であるが雪不足の影響で稼働が著しく減少している。（一般貨物自動車運送／石狩）
- ・売上高は前年同月比 1.9% 減少。乗務員数は前年同月比 4.6% 減少。12 月分チケット取扱高は前年同月比 5.3% 増加。（一般乗用旅客／旭川）

支部だより



上川・宗谷支部(旭川市)

所管／上川・宗谷総合振興局・留萌振興局管内
駐在職員／西村事務所長・増田主任・毛利主任



旭川の情報アプリでゲット！

旭川商工会議所では、創立100周年記念事業として、地域情報発信スマホアプリ「あさっぴーNEWS」をリリースしました。

アプリ内には行政や支援機関が実施するセミナーや補助金などの情報が掲載されているほか、会員企業は自社のPRなどビジネスに役立つ情報を発信することができます。また、市内の飲食店のお得なクーポンをダウンロードできたり、市内や近郊の町で開催されるイベント情報なども集約されており、市内はもとより旭川を訪れる方々にも活用してもらえる内容となっています。

ユーザーからは「これさえ



あれば市内の貴重な情報を見逃すことはない」、「手軽に地域情報を得ることができてとても

便利だ」、「ご当地キャラのイラストも可愛く、周囲に自慢できる」などの声が聞かれ、好評を得ています。

市民の新たな情報収集源となるこのアプリ、ご興味のある方は是非ダウンロードしてみてください。

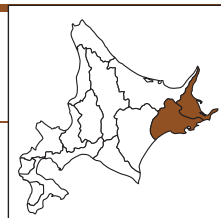


アプリの詳細は、QRコードから旭川商工会議所のホームページをご覧ください
(アプリのダウンロードもできます)



釧根支部(釧路市)

所管／釧路総合振興局・根室振興局管内
駐在職員／田口事務所長・尾崎主事



組合員の絆、酪農への想いを絵に

根釧地区などの酪農家で組織する、ちえのわ事業協同組合(島崎美昭理事長、組合員37人)は、既存の流通経路にとらわれない生乳の共同販売を中心に事業を展開し、生産活動の強化・拡大、雇用の創出を通じて地域を活性化させていくことを目指しています。

こうした想いを絵に託してアピールしていこうと、組合では釧路市在住の画家ピンカシワさんに制作を依頼していましたが、先ごろ完成し、去る12月14日に開催した通常総会後の忘年会の席上で組合員らにお披露目されました。

広大な道東の自然と豊かな酪農地帯の風景が描かれた絵について、島崎理事長はお披露目の場で「この絵には組合員



約70人が集まる中、お披露目された

の絆や酪農の四季が表現されており、酪農に対し明るく温かいイメージをもってもらいた

い」とコンセプトに触れ、「組合員が自信をもって搾ったおいしい牛乳を多くの消費者に届けるとともに、組合員の家族や子供も大切にしたいという気持ちが込められている。後世に伝えていきたい組合の財産です」と語りました。

絵は釧路空港と中標津空港のターミナルビル内に掲出されていますので、両空港を利用される機会にはぜひご覧ください。

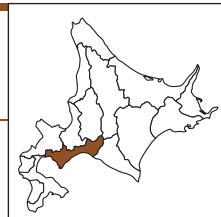


制作された絵画



胆振支部(室蘭市)

所管／胆振総合振興局管内
駐在職員／尾崎事務所長・大西(雅)主任



室蘭市管工事業協同組合が官公需適格組合証明を取得

室蘭市管工事業協同組合(斉藤聡理事長、組合員14人)は、平成13年に人口流出や景気低迷が続く地域での事業継続に危機感を持った水道工事業者が、任意団体であった室蘭市管工事協会の発展的に改組して設立されました。

以来、役職員が一丸となって自治体などの工事発注の増大に向けて要望活動等を行い、受注確保に積極的に取り組んできましたが、公共事業の削減や消費税増税による民需の冷え込みなど厳しさが増す昨今の受注環境に対応するために、令和2年1月に官公需適格組合の証明を取得しました。

これを機に、組合員の連携体制を



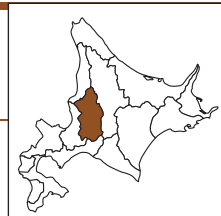
強めてこれまで以上に官公庁からの受注機会を増やし、市民生活や産業活動を支えるライフラインの一翼を担う責任を全うしながら、業界の発展を目指していこうとしています。



組合では、従前から社会貢献活動にも積極的に取り組んでいて、冬場には地元のラジオや新聞を通じて水道凍結防止の情報提供を行うとともに、毎年6月の全国水道週間には室蘭市内の公園トイレの蛇口点検やだんばら公園内にある小川の清掃活動などを行っています。

空知支部(岩見沢市)

所管／空知総合振興局管内
担当／連携支援部 伊藤主任



夕張市の複合施設「りすた」がオープン

夕張市がコンパクトシティ構想の核となる拠点複合施設として、南清水沢地区に建設していた「りすた」が3月1日にオープンしました。

この施設は、市の財政破綻後では初となる大型の公共施設で、「りすた」という名称は、ゆうばりの「り」とStation(駅)の頭文字「sta」をつなげたもので、JR廃線後のバスなどの公共交通の結節点として、また、多様な世代の人や賑わいなども集まる夕張の新たな『まちの駅』として機能するようにとの期待を込めて

名付けられました。

鉄骨平屋造りの建物は平屋1,700m²の広さで、随所に道産のカラマツが使われており、建設費の一部には企業版ふるさと納税も活用されています。メインとなる200人収容可能な多目的ホールのほか、子供が遊べる「ゆうばりっこひろば」や休憩スペースと授乳室で構成される親子ラウンジ、2万5千冊収蔵の図書館、そして市内各地を結ぶバスターミナルと市の南支所も設置されています。

充実した設備と利用料金の安さなどから利用は好調で、市街地の活性化に大きな役割を発揮するものと注目を集めています。



施設の詳細については、
夕張市ホームページをご確認ください。
<https://www.city.yubari.lg.jp/>



中小企業大学校旭川校おすすめ研修のご案内

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校（Tel：0166-65-1200）までお気軽にお問い合わせ下さい。

コース No.
1

あらゆる業種で使える 5S 講座 ムダ取り実践！生産性を高める 現場改善の進め方

4月20日（月）～4月21日（火）
5月18日（月）～5月19日（火）4日間
受講料：39,000円（税込）

対象者：管理者、新任管理者、その候補者

研修のねらい

現場でのムリ・ムダ・ムラを発見し、整理・整頓・清掃・清潔・躰（5S）と見える化を実現する手順を学ぶ。また、インターバルを活用して自社で5S活動に取り組むことで、自社・自部門の現場改善と改善活動定着手法を身につけます。

カリキュラム概要

- ◆5Sの重要性和管理者の役割
- ◆目で見える管理の実践法
- ◆ムリ・ムダ・ムラの発見と改善

講師

株式会社ジェック経営コンサルタント
営業本部 部長 高田 忠直氏

コース No.
2

経営に活かす！人材育成の進め方 強い組織をつくりあげる 「人材育成プラン」講座

4月22日（水）～4月24日（金）

受講料：32,000円（税込）

対象者：経営幹部、管理者、その候補者

研修のねらい

中小企業が限られた人材を“戦力”に育てるための視点や手法を理解し、強い組織を作り上げるための人材育成の進め方について演習や事例を交えて学んだ上で、自社の人材育成プランの立案に取り組みます。

カリキュラム概要

- ◆中小企業に求められる人材育成の進め方
- ◆人材育成プランの策定手順
- ◆自社の人材育成プランの立案（演習）

講師

合同会社人材開発アカデミー
代表社員 笹森 光彦氏

コース No.
3

新任管理者研修・春 「できる管理者」を目指す人の マネジメント基本講座

5月18日（月）～5月21日（木）

受講料：39,000円（税込）

対象者：新任管理者、その候補者

研修のねらい

管理者に求められる役割について理解した上で、管理者として必要となるマネジメントの知識・スキルを学び、自身のリーダーシップ（目標）を設定し、その実現に向けたアクションプランの策定に取り組みます。

カリキュラム概要

- ◆組織として管理者に求められる役割と能力
- ◆部下の意欲・能力を引き出す「部下指導・育成」の手法
- ◆職場で発生する問題への対処法

講師

インテレッジ
代表 高橋 正也氏

コース No.
4

売上アップを目指す Web サイト活用講座 インターネットを使った マーケティングの進め方

5月25日（月）～5月26日（火）

受講料：22,000円（税込）

対象者：経営幹部、管理者、その候補者

研修のねらい

Webサイトを活用した「売れる仕組み」の全体像を理解し、自社の現状を振り返りながら、売上に繋がるWebサイト構築のポイントを学びます。また、Webサイトの効果的な運営方法や、営業との連携方法を学び、自社Webサイトを活用して売上を向上させるための具体的な道筋を検討します。

カリキュラム概要

- ◆Webマーケティングの基本
- ◆魅力的なコンテンツの作り方
- ◆Webサイト運営と営業活動との連携方法（演習）

講師

株式会社ME マネジメントサービス
システム事業部長 橋本 大和氏

講座内容詳細は、ホームページからもご覧いただけます。

中小 旭川

検索

資料請求や講座内容に関してお気軽にお問い合わせください。
電話 0166-65-1200
住所 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部

中小企業大学校 旭川校

経営者にも
退職金を!

小規模企業共済制度



ポイント① 常時使用する従業員が20名以下
(商業・サービス業では5名以下)の個人事業主、
個人事業主の共同経営者(2名まで)
及び会社の役員の方が加入できます。

ポイント② 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 掛金は毎月1,000円～70,000円(500円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額所得控除、受取りは「退職所得扱い」(一括受取)または「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)となります。

ポイント③ 事業資金の貸付け・災害時のサポートもあります!

- 事業資金等の貸付制度が利用できます(担保・保証人不要)。
- 地震・台風、火災等の災害時にも貸付けが受けられます。



全国加入者
約48万人の
実績!

経営セーフティ共済制度



ポイント① 中小企業で、引き続き1年以上事業を行っている方が加入できます。

- 取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった時に貸付けが受けられます。
- 取引先との商取引の事実確認だけで、迅速に貸付けが受けられます。

ポイント② 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 月額5,000円～200,000円(5,000円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額「損金(法人)」または「必要経費(個人事業)」に算入できます。

ポイント③ 最高8,000万円まで貸付けが受けられます。

- 掛金総額10倍の範囲内で、回収困難となった売掛金債権等の額
- 貸付条件は「無担保・無保証人」「無利子」※ただし、貸付けを受けた場合、貸付額の10分の1の額が、積立てた掛金から控除されます。

ポイント④ 40ヶ月以上掛けていれば、

- それ以降掛金を掛けなくても、共済金の貸付けは受けられますので安心です。
- 解約しても共済金の貸付けを受けていなければ積立てた掛金の全額が戻ります。



本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目
プレスト1・7 3階

TEL/011-231-1919
FAX/011-271-1109

本制度は、法律に基づき独立行政法人
中小企業基盤整備機構が運営しています。

(独) 中小企業基盤整備機構
共済相談室

TEL 050-5541-7171



商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

札幌支店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西 3-1-20	TEL : 011-241-7231
函館支店	〒040-0063 函館市若松町 3-6	TEL : 0138-23-5621
帯広支店	〒080-0013 帯広市西三条南 6-20-1	TEL : 0155-23-3185
旭川支店	〒070-0035 旭川市五条通 9-1703-81	TEL : 0166-26-2181
釧路営業所	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1	TEL : 0154-42-0671

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



人を思う。未来を思う。

商工中金

北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階

TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109

ホームページアドレス <https://www.h-chuokai.or.jp>

発行日／2020年3月1日(毎月1日発行)

*この機関誌は、誰もが読みやすい
ユニバーサルデザインフォントと
環境にやさしい植物油インキを使
用しています。

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK